

各市町村教育委員会教育長
各 公 立 幼 稚 園 長
各 小 中 学 校 長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、令和 4 年10月19日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり依頼があります。

ついては、各学校（園）は、リーフレット等を活用し学校職員、児童生徒、保護者等に理解・協力を求めながら、引き続き、学校現場において、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう御指導よろしくお願ひいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校（園）へ周知するとともに、学校（園）において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願ひいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願ひいたします。

記

- ・十分な身体的距離が確保できる場合には着用の必要がないこと
- ・体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
- ・小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めないこと 等

| | | |
|--------|-----------------------------|------|
| 担 当 | 教育庁保健体育課健康体育班 | 今枝聖子 |
| 電 話 | 098-866-2726 | |
| F A X | 098-862-0472 | |
| E-mail | imaedase@pref.okinawa.lg.jp | |

【参考】

- ・令和4年5月26日付け教保第326号「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」
- ・令和4年5月26日付け教保第327号「マスクの着用に関するリーフレットについて」
- ・令和4年6月13日付け教保第420号「夏季における児童生徒等のマスクの着用について」
- ・令和4年7月8日付け教保第613号「屋外でのマスクの着脱について」
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver8）
- ・厚生労働省HP マスクの着用について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

マスクの着用の考え方に関し、更なる周知を図るために、厚生労働省が作成したリーフレットについて、お知らせします。

事務連絡
令和4年10月19日

写

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

このたび、マスクの着用の考え方について、更なる周知を図るために、厚生労働省においてリーフレットが作成され、別添のとおり、各都道府県の衛生主管部（局）等に対して周知が行われています。

学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や累次の事務連絡等において、

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合には着用の必要がないこと
 - ・ 体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
 - ・ 小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めないこと
- 等を示しているところです。

これらの考え方に変更があるものではありませんが、今般のリーフレット等も活用して、児童生徒等や保護者等に理解・協力を求めながら、引き続き、学校現場において、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、引き続きよろしくお願ひします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び城内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務



主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

事務連絡
令和4年10月14日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としてのマスクの着用については、「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」（令和4年5月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び子ども家庭局事務連絡）において、マスクの着用の考え方についてのリーフレットをお示しし、その周知をお願いしていたところです。

今般、基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はありませんが、更なる周知のため、場面に応じた適切なマスクの着脱について、リーフレットを別紙のとおり作成しましたので、内容について御了知の上、関係各所への周知のほど、お願い申し上げます。なお、周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。

また、本年10月11日からの入国制限等の見直しにより、外国より来日される方が増えることも考えられ、別添のとおり英語版のリーフレットも作成しておりますので、外国人の方が多く利用される場所に掲示するなど、御活用いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

マスクの着用について

マスクについては、**場面に応じた適切な着脱**をお願いします。

屋外

季節を問わず、**マスク着用は原則不要**です。



人との距離(めやす2m)が保てず、会話をする場合は着用をお願いします。



徒歩や自転車での通勤・通学など、人とすれ違う時も不要



距離を保って、会話をする際はマスクは不要

屋内

距離が確保でき 会話をほとんど行わない場合をのぞき、**マスクの着用をお願いします。**



マスク着用推奨



十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可

マスク着用推奨



距離が確保できず、会話をする時は着用



人との距離(めやす2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は着用の必要ありません。

基本的な感染対策はメリハリをつけましょう。
高齢の方に会う時、病院に行く時、通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう。



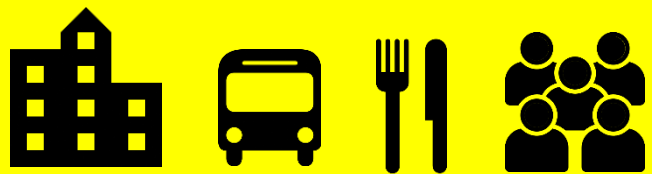
MASK WEARING IN JAPAN

INDOORS MASKS REQUIRED



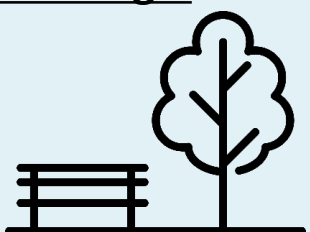
Face masks are not required when you are not talking with others, and not at close range.*

IN CROWDED AREAS



OUTDOORS NO NEED for MASKS

However, wear masks when talking with others at close range.*



Thank you for your cooperation.